契約書標準様式２

|  |  |
| --- | --- |
| 物品供給契約書　　　　　　　 | 収入印紙 |

１　品名等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品名・規格・形式 | 数量 | 単価 | 金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２　契約金額　　　　￥

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥

３　納入期限　　　　　　年　　月　　日　限り

４　納入場所

５　契約保証金

６　支払条件

注文者を甲とし、供給者を乙とし、上記物品の買入れについて、次の条項に従い互いに信義を守り誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この契約書２通を作成し、甲・乙記名押印の上各自１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

洲本市本町三丁目４番10号

注文者（甲）　　　洲本市

代表者　洲本市長　　　　　　　　　印

住所

供給者（乙）

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入して、甲に引き渡すものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。

２　乙は、仕様書等に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは甲の指示によらなければならない。

（契約保証金）

第１条の２　乙は、この契約の締結と同時に、洲本市契約規則（平成18年洲本市規則第53号。以下「規則」という。）第25条の規定による契約保証を付さなければならない。

２　前項に規定する保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の１以上としなければならない。

３　乙が規則第25条第２項において読み替えて準用する第６条第３項第５号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第15条第３項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の１に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

５　前各項の規定にかかわらず、甲は、特に必要があると認めるときは、規則第25条ただし書の規定により契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（物品の変更等）

第１条の３　甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、その履行のため必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（検査）

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、物品供給完了届を提出し、物品について甲の検査を受けなければならない。

２　甲は、前項の規定による物品供給完了届を受理したときは、乙の立会いを求めて検査を行なわなければならない。

３　前項の規定による検査（以下「検査」という。）に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用は、全て乙の負担とする。

４　乙は、検査に立会わなかったときは、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

（手直し、補強又は取替え）

第３条　乙は、納入する物品が不良のため、検査に合格しなかったときは、甲の指示に従い遅滞なくこれについて手直し、補強又は取替えをして再検査を受けなければならない。

（物品納入の完了）

第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第５条　物品の引渡し前に物品に生じた損害その他物品の納入に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第６条　甲は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対し履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(１)　履行の追完が不能であるとき。

(２)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(３)　物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第７条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（契約金額の支払等）

第８条　甲は、この契約に基づく物品納入の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。ただし、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

（分納）

第９条　乙は、甲の要求があったとき、物品の数量を分割して納入するものとする。

２　乙は、前項の規定により分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

（契約履行期限の延期）

第10条　乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なくその事由及び延期日数等を記載した期限延期の届書を提出しなければならない。

（注文者の任意解除権）

第11条　甲は、物品納入が完了するまでの間は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（注文者の解除権）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(１)　納入期限内に物品の納入を完了しないとき又は納入期限後相当の期間内に物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(２)　正当な理由なく、第６条第１項の履行の追完がなされないとき。

(３)　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(１)　第７条の規定に違反して物品供給契約代金債権を譲渡したとき。

(２)　この契約に基づく物品供給を完了させることができないことが明らかであるとき。

(３)　この契約に基づく物品供給の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(４)　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(５)　契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(６)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(７)　次条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(８)　乙又は乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店等契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるときその他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

３　第１項各号又は第２項各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２項の規定による契約の解除をすることができない。

（供給者の解除権）

第13条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　乙は、甲が第１条の３の規定により仕様書等を変更したため契約金額が３分の２以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

３　前２項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２項の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果等）

第14条　この契約が解除された場合には、第１条第１項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

２　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については民法（明治29年法律第89号）の規定に従って甲乙協議して決める。

（注文者の損害賠償請求等）

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(１)　納入期限内に物品の納入を完了することができないとき。

(２)　納入された物品に契約不適合があるとき。

(３)　第12条の規定により物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(４)　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(１)　第12条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(２)　物品の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(１)　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(２)　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(３)　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額とする。

６　第２項の場合（第12条第２項第８号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第１条の２の規定により契約保証が付されているときは、甲は、当該契約保証をもって違約金に充当することができる。

（供給者の損害賠償請求等）

第16条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(１)　第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(２)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第８条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第17条　甲は、引き渡された物品に関し、第４条の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

２　請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　甲が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　甲は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　甲は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された物品の契約不適合が仕様書等の記載内容、又は甲の指示等により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第18条　乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品納入が完了した後も同様とする。

(１)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６による刑が確定したとき。

(２)　刑法第198条による刑が確定したとき。

(３)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第１項の規定による排除措置命令を行ったとき。

(４)　公正取引委員会が独占禁止法第62条第１項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等排除措置）

第19条　甲は必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

(１)　乙又は乙の役員等が暴力団又は暴力団員であるか否かについて、所轄の警察署長に意見を聴くこと。

(２)　前号の規定による意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団又は暴力団員を排除するための措置を講ずるために利用すること。

２　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（供給者の法令上の責任）

第20条　乙は、物品納入従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（補則）

第21条　この契約書に定めのない事項については、規則によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。